

下水道使用料の改定に関する説明会の開催結果について

開催日	開催場所	参加人数
2026（令和8）年6月28日（日曜）	上下水道部庁舎（企業庁舎）	13名
2026（令和8）年7月4日（土曜）	わろうべの里	4名
計		17名

・当日の質疑応答一覧

出席者の方から寄せられたご質問	市からの回答
①学識や団体といった区分があるようですが、審議会の構成員の所属を教えてください。	①学識の2名が大学の名誉教授の方、印旛沼下水道事務所長で、団体の5名が市指定管工事業協同組合、日本下水道協会、市商工会、日本水道協会、市消費者友の会で、使用者等からの公募が市民の方で3名となります。
②審議会の内容はホームページに上げていますか。商工会の委員からの意見はありましたか。	②審議会については、市ホームページに議事録や資料等を公開しています。また、商工会からの委員様にもご参加いただき、ご審議していただいています。
③審議会の答申で、附帯意見の繰り入れの部分があるが、財政部局からの繰り入れはないことを前提にした審議だったのではないかな。	③繰入基準に合致するものは基本繰り入れるという方針の中で、繰り入れをもらった場合の影響を考えて審議を実施しました。
④附帯意見にもある繰り入れはどのような性質のものか。貸付金のような性質ですか。	④赤字が出ている場合、一定の基準を満たす赤字について繰り入れの対象とするもので、貸付金ではございません。
⑤下水道事業には受益者負担が確立されているとありますが、どこで定められていますか。	⑤水道事業や下水道事業の～～である地方公営企業法の中で規定されています。
⑥市として下水道事業を実施する中で、国から企業債を借りるので金利の負担が大きいという話がありましたが、市が実施する事業でも金利というのはかかってくるのですか。	⑥企業債については、一般の方がお金を借りる場合と仕組みは同じで、不足する資金を国から借り入れる場合、つまり借金をする際は、それに対して利息を付けて返済するという仕組みになっています。
⑦コスト削減が限界に達していますとあるが、これまで何をしてきたのか。具体的に、どんな費用がどの程度増えたから改定になってしまうのですか。	⑦主な経営効率化の取り組みについては、資料 P.20 にこれまでの取り組みをまとめております。 費用の増加については、資料 P.7 にグラフがありますが、経営効率化を実施した上で避けられない経費の増加によって右肩上がりに費用が増加してしまっている状況です。大きなところでは、県に支払う流域下水道維持管理負担金が 2020 年度、2025 年度と 5 年に一度

出席者の方からよせられたご質問	市からの回答
	改定しており、その際に大きく費用が増加しています。
⑧下水道事業を開始してから５０年を経過して老朽化したとありますが、そのための資金は積み立てていなかったのか。急にお金が必要になったから改定しますと言うことでは、市民は納得できないのではないか。	⑧下水道事業は、平成２８年度までは一般会計に所属しており、毎年不足するお金を一般会計に基準外の繰入金として請求することになっていたため、お金を貯めることが出来ませんでした。 平成２９年度に地方公営企業法を全部適用して複式簿記等を採用した公営企業会計に移行したため、平成２９年度から使用料改定について検討を開始し、令和５年度に改定を実施、ようやく老朽化等に対応するためのお金を貯めるようになりました。今回は、その後の経営状況を踏まえて２度目の改定となります。
⑨昭和５０年に供用開始した下水道ということですが、老朽管が増えてこれから改修していく中で、全て改修するにはどれくらいの年数がかかるのか。	⑨下水道管の改修の際は、ストックマネジメント計画に基づきまして、各地域に順次カメラ調査を実施し、老朽化の程度に応じて改修事業を実施していくものになります。耐用年数の５０年という一つの基準はありますが、現場の状況を見て緊急度が高い箇所を実施していくものですので、全て改修する場合といった年数を算出することは難しいものです。
⑩資金残高目標として７億円が必要とあるところには、工事代金も入っていますか。	⑩運転資金として７億円が必要と見込んでいるため、対象は全ての経費となり、その中には工事代金の支払いも含まれています。
⑪今日の説明を聞くと、水道も含めて上下水道料金の値上げは続くものと感じたが、今の状況を教えて欲しい。逆に値下げになるようなこともあり得るのでしょうか。	⑪物価高騰が続く現在の状況ですと、水道や下水道が安定して機能するための経費も増加していく状況にあり、健全な経営の維持のためには水道料金や下水道使用料の改定は避けられず、値下げとなるような状況は考えづらいところです。
⑫污水处理原価が１５０円を超えたら繰り入れ出来るという趣旨の繰入金があり、交付税措置もあるということで、審議会でも物価高騰の中だからこそ改定を慎重にという視点があったはずで、それが説明の中で見えてこないのは何故ですか。	⑫下水道使用料については、市民生活に与える影響がありますので、慎重に対応しなければいけない問題だと考えています。一方で、下水道事業の経営を考えると物価高騰だからこそどうしても改定が必要な状況にあります。公営企業は、将来にわたって健全な経営を維持していくために、本来はある程度の利益を確保することが必要ですが、本改定案では資金残高目標を設定することで改定率を抑

出席者の方からよせられたご質問	市からの回答
⑬令和５年度にも下水道使用料を改定していて、また値上げがいる状況なのかという疑問があります。一般会計からの繰り入れをしない判断をしたというページがあるが、この判断の内容を教えて欲しい。	制しています。 ⑬今後、経費が増加していく中で、一般会計より分流式に係る繰入金を受けることが可能となります。 ただし、資料 P.16 に記載しているように課題が３点あります。１点目は、下水道事業は独立採算、受益者負担であるべき事業であること。２点目は、本繰入金は赤字を埋めるだけの繰り入れで利益の計上が出来ず、資金や経営が常に厳しくなり、何か大きな工事等を実施する際は企業債に依存することになります。その結果、起債残高が増加し、本来支払う必要のない利息の支払いが大きくなります。３点目は、本繰り入れは一般会計が企業債を借りて財源とする必要がある中で、やはり厳しい市財政に与える影響が大きいという点です。
⑭改定案の料金表で、利用者の公平性のために従量使用料を一律に上げるとありますが、何故これが公平となるのか考え方を説明して欲しい。	⑭従量使用料の設定については、公益社団法人日本下水道協会の発行した使用料改定の要領の中で、水量にかかわらず一律とする考え方が示されています。汚水を１０ｍ^３流した方でも１００ｍ^３流した方でも、１ｍ^３当たりの県の施設で汚水処理する工程は変わりませんので、従量使用料としても一律であるべきという考え方です。 一方で、こういった一律の従量使用料を採用すると現在の料金表からの変化が大きく、小口使用者の方の負担増加が非常に大きくなります。これらを踏まえた中で、追加で負担をお願いする改定部分については、公平に一律で負担をとという考え方を採用しています。
⑮説明の中で、水を使う人も量も減少することで収入が減少し経営が厳しいという説明がありましたが、そのような経営状況ならば、料金表の設定においてももう少し基本料金を高くして経営を安定させるといった対応はとれないのか。	⑮料金表の設定に関する考え方になるのですが、本来、要領どおりに算出すると基本使用料はもっと高い金額になります。ただし、現行の料金表からの増加金額が非常に大きくなり、小口使用者の方の負担が急激に増加してしまうため、要領どおりの金額は採用出来ておりません。現状としては、使用料の改定を実施するたびに基本使用料への比重を少しずつ増やしていくという方針で改定を実施しているところです。

出席者の方からよせられたご質問	市からの回答
⑯資料 P.19 に下水道使用料の一覧がありますが、印旛の他の団体と比べて今回の使用料は妥当だと考えていますか。また、印旛の他の団体は基準外の繰り入れが入っていますか。	⑯本市と改定時期に近い八街や酒々井は、近い使用料水準での改定となっているため、おおむね妥当と考えています。また、令和6年度決算で基準外繰入金を受けている印旛の団体については、総務省の実施している決算状況調査によると、成田市、八街市、白井市、富里市となっています。
⑰大口使用者がないことが課題とありますが、その対策として企業誘致はしていますか。下水道事業が主導して動くこともあるのか。	⑰市としては、地域共創部が企業誘致等を担当しています。最近では、市内のたかおの杜に物流施設が出来ています。 下水道事業としましても、大口の使用の方が増えれば経営の安定に繋がりますので、是非進めていただきたいとお願いはしているところです。
⑱資料 P.21 の今後の取り組みにある W-PPP の予算が令和8年度に計上されていると思いますが、その詳細を教えてください。	⑱W-PPP の内容としましては、維持管理や管渠の更新等を民間活力の使用により効率的に実施していくことを目指すものとなります。本年度からの予定としては、導入可能性調査となりまして、本市の保有する施設や必要となる維持管理業務、修繕の頻度等のデータを総合的にまとめまして、W-PPP をどのように導入していくのが良いかを検討するための調査となります。
⑲資料 P.3 に答申書附帯意見の広報広聴の部分がある中で、説明会が前回の水道の時より開催回数が減っており、しかも突然資料を配られての説明では、この使用料改定という内容は難しいと感じています。値上げの話を知らないという市民が多いと思うし、今回の広報広聴では附帯意見に則しているとは言えないのではないか。	⑲前回、2年前の水道料金改定の際に説明会を4回開催しましたが、会場によっては参加者が非常に少ない状況でした。そのため、今回は説明会の開催回数を2回としましたが、事前に市ホームページ上で資料を公開するとともに、市政だよりや市ホームページでの説明会開催の広報を実施しました。また、今回からは使用料改定案の説明動画を Youtube で配信する予定となっています。 今後も、広報広聴のより良い形を目指して、市として工夫を続けていきます。
⑳広報されていたのは開催日程だけで、肝心の改定案の値上がり幅は示されていませんでした。それでは、市民側も状況が分からないのではないか。	㉑改定率については、現段階ではあくまでも案であるため、説明会の場で詳細を説明させていただいてその中でお伝えする、という形式で実施しています。

※ご質問・市からの回答については、当日の発言から語句や内容の調整をしています。